

令和
4年度

春の 全国交通安全運動

～やさしさと笑顔で走る兵庫の道～

福崎町立高岡小学校2年(当時) 尾崎 琴さんの作品
一般財団法人 兵庫県交通安全協会主催 / 令和3年度児童・生徒の交通安全ポスターコンクール入賞作品



推進
テーマ

「みんなできてる 通学路の交通安全」
「思いやる 気持ちで守る 高齢者」

0
ゼロ



4/10日
「交通事故死
ゼロを目指す日」

運動期間

4/6水 ~ 15金

4/6水

「交通安全意識を高める日」

4/11月

「横断歩道おもいやりの日」

4/15金

「高齢者交通安全の日」

「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」

兵庫県交通安全対策委員会

(一社) 兵庫県自動車整備振興会

(一社) 日本自動車販売協会連合会兵庫県支部

(一社) 日本自動車連盟兵庫支部

子供を始めとする歩行者の安全確保



- ▶ 横断歩道合図（アイズ）運動の実践！
道路を渡る時は、横断歩道を渡りましょう。
横断歩道では手を挙げる等して、
車に横断する意思表示をしましょう。
- ▶ 歩行者も交通ルールを守りましょう。
- ▶ 信号を守りましょう。
- ▶ 飛び出しや、車の直前直後の横断での交通事故が発生しています。横断歩道を渡りましょう。
- ▶ 歩きながらのスマートフォン操作等、ながら行為は危険なのでやめましょう。

歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

- ▶ 横断歩道は歩行者優先です。渡ろうとする歩行者がいる場合は、必ず停止しましょう。
- ▶ 横断歩道合図（アイズ）運動プラスの実践！
横断歩道の手前にはダイヤモンド標示があります。
ダイヤモンドを見つけたら、スピードを落とすことを心掛けましょう。
- ▶ 飲酒運転や、あおり運転は絶対にやめましょう。
- ▶ 車に乗るときは、後部座席を含む全ての座席でシートベルトを着用しましょう。



自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保



- ▶ 自転車安全利用五則を守りましょう。
 - ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - ② 車道は左側を通行
 - ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - ④ 安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ⑤ 子どもはヘルメットを着用
- ▶ 兵庫県では自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されています。
自分にあった保険に加入しましょう。
- ▶ 自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しましょう。

守ろう みんなの笑顔（交通安全のうた）
作詞・作曲 あまゆ～ず



「横断歩道 歩行者優先宣言」
について



みんなで守ろう交通ルール。

笑顔でつくる交通安全

子供を始めとする歩行者の安全確保

歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

安全運転サポート車(サポカー)で安全運転!

スムーズ横断歩道で安全横断!

4月10日(日)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

春の全国交通安全運動
令和4年4月6日(水)~15日(金)



チャイルドシート着用
推進シンボルマーク
【カチャヨン】



交通安全
サイトへ!

4月10日(日)は

「交通事故死 〇 を目指す日」です

交通ルール、みんなで守って事故のない社会へ!



子供を始めとする歩行者の安全確保

歩行者も交通ルールを守ろう!

入園・入学を迎える4月以降に、幼児・児童の歩行中の交通事故が増えています。横断歩道では、信号が赤色のときは必ず止まり、青色のときは右と左をよく見て、車が来ていないことや横断歩道近くに車が停車したことを確かめてから渡りましょう。

「ゾーン30プラス」で安全・安心な通行空間を!

最高速度30キロの区域規制とスムーズ横断歩道等を適切に組み合わせることで、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間を目指しています。地域・家庭で、通学路等の安全を日頃から確認しましょう。



歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

横断歩道は歩行者優先!

横断歩道は歩行者優先です。運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。

飲酒運転を絶対にしない! させない!

アルコールは少量の摂取でも安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下し、交通事故の危険性を高めます。飲酒したら絶対に車を運転してはいけません。



安全運転サポート車(サポカー)を選ぶ!

高齢運転者の交通事故防止対策の一環として、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置などの先進安全技術で運転者の安全運転を支援してくれる車「安全運転サポート車(サポカー)」を推奨しています。



自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

自転車は車のなかまです!

自転車は、道路交通法で軽車両に位置付けられた「車のなかま」です。交通ルールを守り、安全運転を心掛けましょう。



交通ルールを守りましょう!

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

④ 安全ルールを守る

- ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

春の全国交通安全運動

令和4年4月6日(水)~15日(金)